



# スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を



日本自立生活センター自立支援事業所 2019年10月29日発行第103号



居場所づくり勉強会 第58弾

## 障害者の主体性ってなんだろう？

介助者手足論と〈強い障害者像〉を超えて 油田優衣

重度の身体障害(脊髄性筋萎縮症)により24時間介助が必要な私は、介助者手足論や〈強い障害者〉という理想を持って、実家を離れての一人暮らしに臨みました。

しかし、一人暮らしを始めてみると、理想と現実とのギャップにぶつかりました。そして、理想に到達できない自分を否定したりもしました。

このような経験や、またそこから私がどうやって〈強い障害者像〉を解きほぐしていったかについてお話ししたいと思います。そして、そのときに使った、近年注目の「当事者研究」という手法や、「中動態」という概念を手がかりに、介助者との関係性や〈強い障害者像〉について皆さんと考えていきたいと思っています。

介助される側・する側、それ以外の方も、皆さんふるってご参加ください。

◆日時 2019年11月26日(火)14:00-16:00

◆場所 JCIL本体事務所(十条通り沿いの事務所)

◆メインスピーカー 油田 優衣

今回の勉強会は、『臨床心理学』増刊第11号に掲載されている油田さんの論文を元にお話ししていただきます。ぜひチェックしてみてください。



熊谷晋一郎責任編集

金剛出版 2019年8月発行

## こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうに向かおうと動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ！ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。



★ヨガ：全身をうごかすヨガ

日時：11月18日(月)

17:00-18:15 (OPEN 16:45)

場所：油小路事務所2F

持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費：無料

\*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：岡山・春木

TEL: 075-682-7950 E-mail: jcil-kyoto@jcil.jp URL: <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

# 「優生」の基準はあるか

香田晴子

旧優生保護法による強制不妊手術の憲法違反を問う裁判は 2018 年 1 月に仙台から始まり、全国各地（札幌・仙台・東京・静岡・大阪・神戸・熊本）で被害者（知的・聴覚・精神・身体の障害）の人たちが提訴しました。

私は 2018 年 12 月に大阪の裁判を初めて傍聴し、その後、大阪に 2 回、神戸に 2 回傍聴に行きました。それぞれの原告の意見陳述を聞きましたが、共通していることは、本人に知らされず手術が行われ、本人が身体の不調に気づき、家族に聞いて事実を知らされるということです

裁判を傍聴して思うことは、この法律によってもたらされた被害者の沈痛な思い、怒り、悲しみは計り知れないほど大きく、身体の傷、心の傷は生涯消えることがないということです。国がしてきたことは決して許されるべきものではありません。障害があるというだけでレッテルを貼られ、人間扱いされない。なぜこんなに苦しめられなければならないのか。悔しいし、腹が立ちます。

昔からずっと優生思想というものが私たちの心の中に根強く植え付けられています。健常者だから「優生」だと社会から思い込まされているのではないか、「優生」の基準があれば教えてほしいです。

裁判傍聴は、毎回「心が痛いです」

しんどいけど、出来る限り傍聴を続けたいと思います。

裁判日程

2019 年 11 月 18 日（月）大阪地裁 13:30~17:00

2019 年 11 月 25 日（月）大阪地裁 13:30~17:00

2019 年 11 月 28 日（木）神戸地裁 15:00~16:00

※いずれも傍聴席は抽選になります。

大阪は裁判開始時間 1 時間前、神戸は裁判開始時間 1 時間半前



## 小松食堂

十一月の献立

七日（木）

あんかけうどん

かやくご飯

お漬物

二十五日（月）

ハンバーグ

サラダ

コンソメスープ

さつまいものマフィン

場所は「松の間」いずれも一七時から

参加費 三二〇円

生活や介助は人それぞれ…とは言っても、けっこう使えるコツや小ワザがあるはず。でもそれを共有する場や時間を作るのは大変だから、スキマタイムズで情報交換！

日々の介助や暮らしで生み出した工夫を教えてください。介助する時の工夫もあれば、介助を利用する時の工夫もあるはず！その工夫は他の誰かにとっても「目からウロコの工夫」かもしれません。

こんなことぐらいと思わずに、気軽にあなたのちょっとしたコツや工夫、気持ちよく暮らすために使えるワザを投稿してください。メモ書きでも箇条書きでもイラストでも全然 OK！お待ちしております～

投稿先: jcil-kyoto@jcil.jp スキマ係まで

# 総合支援法が改正されるよ！？ えっ、ほんま？ Part78

自立生活満喫中のリツコさん  
でもあんまり難しい話は苦手…



少し秋らしくなってきたね。

うん。ほんとにいたたまれないね。  
まだ被害から立ち直れてない人たちも大勢  
いるから、支援活動を大事にしたいね。

えっと、確か 5 月 28 日に仙台地裁で判決が出たんだ  
よね。強制不妊手術は憲法違反と言われたけど、なぜ  
か被害者の訴えは認められなかったんだよね。

そうなんだよね。なんか複雑だよね。

確かに。なかなか人に言えない。。

それはほんとに大事なことだよ。

それなのに、国の責任が問えない、って  
ひどいよね。

そうなんだ。じゃあ、これから続く全国の裁判も要  
注目。いい判決が出るように応援しないとね！

障害者制度改革について  
勉強中のタクオさん  
小難しいこともやさしく(?) 解説



そうだね。  
でも 10 月は台風や豪雨がすごかったね。

うん。今日は、前回の続き。  
旧優生保護法の裁判のことだよ。

そうそう。憲法違反であり、国会は被害者を救済し  
ないといけなかった、と認めたのに、まだこうした  
問題では議論が不十分なので、救済法をつくれな  
かったのは仕方ない、と言ったわけ。

うん。もともと、裁判が難しい、という側面もある。強制  
不妊手術自体が 50 年も、60 年も前に起きたもので、時  
効とかの問題も当然からんでくるし、しかも性に関わる  
人に触れられたくない内容。

でも、今回の裁判の意義は、一回限りの手術の問題、生殖機  
能の喪失という問題だけでなく、その後の一生を通じての被  
害者たちの人としての尊厳を傷つけたものだ、ということを訴  
えたこと、そして、裁判所もそれを認めたの。

うん。そして、今回の判決では、まだ議論が不十分と言われ  
ているけど、実際のところ、昔の優生保護法は問題があると  
議論されて 96 年に母体保護法に改正されたわけだし、国連  
から強制不妊手術被害者の救済、人権回復をせよと何度も  
勧告されているし、ハンセン病訴訟などによっても優生保護  
法被害のことは十分に認識されていた。

ほんとに。でも、こういう見方もできる。今回の判決で、明ら  
かに違憲と言われ、国は被害者救済法を作るべきだったと  
言われた。また不十分ながら被害者への一時金給付の法律  
(損害賠償ではなくあくまで一時金給付というゴマカシだけ  
ど)もできた。だんだん議論が蓄積している。だからもう議論  
が不十分だから、救済法がつけられなかったのは仕方ない、と  
今後は言えないはず。



第25回

# ヒールファースト大会大阪in

The 25th People First Convention  
in Osaka

大会テーマ

なかまとともに幸せに地域でくらそう

全体会の内容  
(3部構成)

1

## ピープルファーストのあゆみ

今年は25回目の大会。大会のたびに、たくさんの仲間ができました。そして社会の差別に対して声を上げてきました。これまでの大会をふりかえります。

2

## 障害者権利条約

障害のある人の権利を守るために、国連で作られました。日本は、来年に国連の審査を受けます。当事者から日本の状況をうたえよう!

3

## 優生保護法

障害があるだけで子どもができなくなる手術をむりやりさせられた人たちが、裁判でたたかっています。全国のみんなで応援しよう!

## ピープルファーストって?

1973年アメリカのオレゴン州で、知的障害のある当事者が「ちえおくれ」や「知的障害者」とレッテルをはられることがどんなにいやか、ということをはなしあい、「わたしたちは『しょうがいしゃ』であるまに人間だ」と言ったのがきっかけではじまりました。「自分たちのことは、自分たちで決める」という、「自己決定」からはじまった当事者運動です。

## 会場アクセス



大阪国際交流センター  
〒543-0001 大阪市天王寺区上本町8-2-6  
TEL:06-6773-8182  
近鉄「大阪上本町駅」下車 → 14番出口より徒歩5分  
※駐車場あり(90台。近くの上汐駐車場は障害者割引あり)

ホテルアウィーナ大阪  
〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12  
TEL:06-6772-1445  
近鉄「大阪上本町駅」下車 → 14番出口より徒歩3分

## 申し込み方法

大会の内容や、申し込み用紙は、9月(予定)からホームページでダウンロードできます。  
ホームページ: <https://www.pf-j.jp>

## お問い合わせ

ピープルファースト大会現地事務局  
TEL:072-968-1615 FAX:072-968-7160 Eメール: pf-osaka@pansy-net.or.jp

